平成２１年（フ）第３８６号
千葉県我孫子市台田３丁目21番30号
債務者　吉永　法男
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３９６号
千葉県我孫子市高野山314番地の９
債務者　天野　民子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４０６号
千葉県柏市新柏３丁目10番地６コニファー新柏202号
債務者　那須　浩和
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４１９号
千葉県野田市岩名2012番地の92
債務者　今村　千恵
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４２２号
千葉県松戸市栄町４―204―３カネヨシマンション403、住民票上の住所東京都葛飾区水元４丁目13番５号
債務者　北山　浩一
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４２３号
千葉県松戸市松戸新田322番地グリーンハウス103号
債務者　吉田安希子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４２４号
千葉県松戸市河原塚279番地の22
債務者　矢島　治男
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１４３３号
名古屋市守山区白山１丁目1703番地　メゾンアリコヴェール201号
債務者　金森美紀代
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７７７号
神戸市長田区大谷町３丁目21番23号ワコーレヒルズ大谷103号、従前の住所神戸市長田区山下町３丁目２番27―802号
債務者　吉川多都子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８００号
神戸市中央区東川崎町６丁目４番３号　興和荘、前住所神戸市兵庫区西出町20番地の１
債務者　吉永　浩一
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８２５号
兵庫県三木市志染町御坂205番地の２、従前の住所高知県高知市神田2250番地９
債務者　藤原　裕美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８２９号
神戸市灘区鶴甲４丁目４番14―102号
債務者　小野　陽子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８４３号
神戸市兵庫区松原通４丁目２番１―504号
債務者　昭元　芳明
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４号
山口県長門市東深川979番地４
債務者　佐々木治子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第２２号
山口県萩市大字呉服町２丁目63番地３
債務者　西嶋　貴愛
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第２５号
山口県長門市仙崎923番地５　友愛荘
債務者　南部　三雄
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第３２号
山口県阿武郡阿武町大字宇田176番地
債務者　近藤　光江
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第３７号
山口県長門市東深川1101番地　原田晋策借家
債務者　菅原　千明
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
山口地方裁判所萩支部